



2020年5月20日

各位

会社名：株式会社フジ・メディア・ホールディングス  
代表者名：代表取締役社長 金光 修  
(コード番号：4676 東証第一部)  
問合せ先：専務取締役 和賀井 隆  
(TEL.03-3570-8000)

## 監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更及び 役員の変動に関するお知らせ

2019年11月7日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は、2020年6月25日開催予定の当社第79回定時株主総会で承認されることを条件として「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたしますところ、本日、取締役会の書面決議において、同定時株主総会で承認されることを条件として、定款一部変更及び役員の変動について決議するとともに、同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更について

##### (1) 定款変更の目的

##### ①監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、認定放送持株会社として放送の公共性を重んじ、もって社会的責任を全うする基本理念に基づき、上場企業として会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として認識しております。

今般、社外取締役を中心とする監査等委員会が取締役の職務執行の監査等を行うとともに、各監査等委員が取締役会において議決権を行使することで、取締役会の監督機能をさらに強化し、より適切なガバナンス体制の実現を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する定めの新設、監査役および監査役会に関する定めの特例ならびに取締役および取締役会に関する定めの変更等をいたしたいと存じます。

##### ②事業目的の追加

当社グループの事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに事業領域の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものです。

③その他

上記条文の新設および削除に伴う条数の変更など、その他所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2020年6月25日(予定)

定款変更の効力発生日 2020年6月25日(予定)

2. 役員の変動について

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者

(2020年6月25日開催予定の当社第79回定時株主総会及び同株主総会終了後の取締役会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
宮内 正喜	代表取締役会長	同左
金光 修	代表取締役社長	同左
和賀井 隆	専務取締役	同左
羽原 毅	専務取締役	同左
清水 賢治	取締役	同左
日枝 久	取締役相談役	同左
遠藤 龍之介	取締役	同左
清原 武彦	取締役	同左
島谷 能成	社外取締役	同左
三木 明博	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

(2020年6月25日開催予定の当社第79回定時株主総会及び同株主総会終了後の監査等委員会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
尾上 規喜	常勤の監査等委員である取締役	常勤監査役
瀬田 宏	常勤の監査等委員である取締役	常勤監査役
茂木 友三郎	監査等委員である社外取締役	社外監査役
南 直哉	監査等委員である社外取締役	社外監査役
奥島 孝康	監査等委員である社外取締役	社外監査役

(3) 退任予定取締役

(2020年6月25日開催予定の当社第79回定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
岸本 一朗	取締役
松村 一敏	取締役
小川 晋一	取締役
石原 隆	取締役
吉本 治	取締役
福井 澄郎	社外取締役
内田 優	社外取締役
寺崎 一雄	社外取締役

以上

別紙

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1. ～9. (条文省略)</p> <p>10. 著作物・標章等を複製、使用した録音・録画テープ、ビデオディスク、<u>レコード</u>、日用品雑貨、スポーツ用品、衣類、家具、飲食物の販売 (新設)</p> <p><u>11.</u> ～<u>15.</u> (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4.</u> 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～9. (現行どおり)</p> <p>10. 著作物・標章等を複製、使用した録音・録画<u>メディア</u>、日用品雑貨、スポーツ用品、衣類、家具、飲食物の販売</p> <p><u>11. インターネット等におけるコンテンツ企画、制作、配信及び販売</u></p> <p><u>12.</u> ～<u>16.</u> (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p><u>3.</u> 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>

<p>第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 本会社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 本会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略) (新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 本会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠又は増員として選任された</u></p>	<p>第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 本会社の取締役は、<u>18</u>名以内とする。</p> <p>② <u>前項に定める取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第20条 本会社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 本会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p>
---	--

取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(新設)

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 本会社は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名のほか、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者及び議長)

第 23 条

(条文省略)

(招集通知)

第 24 条 本会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会

- ② 本会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 本会社を代表する取締役は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会の決議によって選定する。

- ② 本会社は、取締役会の決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各 1 名のほか、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者及び議長)

第 23 条

(現行どおり)

(招集通知)

第 24 条 本会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前ま

<p>日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第25条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第26条 本会社の取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、<u>本会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会で定める取締役会規定による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 本会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益<u>(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条～第29条</p> <p>(条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>でに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第25条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 本会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第27条 本会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定める事項のほか、<u>取締役会の決議により定める取締役会規定による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 本会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条～第30条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p><u>(員数)</u> 第 30 条 本会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	(削除)
<p><u>(選任)</u> 第 31 条 本会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> 第 32 条 本会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)
<p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u> 第 33 条 本会社は、監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(招集通知)</u> 第 34 条 本会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> 第 35 条 本会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定める事</p>	(削除)



<p><u>項のほか、監査役会の決議により定める監査役会規則による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	
<p><u>第 36 条 本会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役との間の責任限定契約)</u></p>	
<p><u>第 37 条 本会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1 千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
	<p><u>第 31 条 本会社の監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
	<p><u>(招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 32 条 本会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>
	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 33 条 本会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定める事項のほか、監査等委員会の決議により定める監査等委員会</u></p>

<p>第6章 計算 第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>規則による。</u></p> <p>第6章 計算 第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p>
--	--

以上